

第6回 精神障害分会資料

1. 根拠に基づく医療の推進
2. 医療機関の情報提供
3. 病院の第三者評価
4. 精神医療審査会の機能の確保
5. 精神保健・医療・福祉の従事者の確保と資質の向上
6. 精神障害及び心の健康問題に関する健康教育
7. 自殺予防とうつ対策
8. 心的外傷体験へのケア体制
9. 睡眠障害への対応
10. 思春期の心の健康
11. 精神保健医療福祉施策の評価と計画的推進

1. 根拠に基づく医療の推進

<現状>

○質の高い効率的な医療の実現のため、根拠に基づく医療の推進とその方策としての診療ガイドラインの作成が推進されている

○精神医療については、現在、日本精神神経学会が、実証的なエビデンスを踏まえるとともに専門家の意見を反映する手法により、

- ・精神分裂病の治療ガイドライン
- ・気分障害の治療ガイドライン
- ・電気けいれん療法の推奨案

を作成中(14年度中間報告、15年度完成予定)



<対応>

引続きガイドライン作成を支援する

2. 医療機関の情報提供

<現状>

○平成13年3月及び平成14年4月に、医療に関する広告規制を緩和。

○広告可能な事項の例

- ・ 医療の内容に関する情報
(専門医の認定、治療方法、平均在院日数、疾患別患者数等)
- ・ 医療機関の構造設備・人員配置
(医師、看護婦等の員数と、患者数に対する配置割合等)
- ・ 医療機関の体制整備
(セカンドオピニオンの実施、患者相談窓口の設置等)
- ・ 医療機関に対する評価
(財)日本医療機能評価機構の個別評価結果)



<対応>

- ・医療機関による自主的な情報提供の促進
- ・公的な情報提供のあり方については引き続き検討

3. 病院の第三者評価 ①経緯、評価の流れ

<経緯>

- 1987 病院機能評価マニュアル(厚生省・日本医師会)
- 1990 病院医療の質に関する研究会
- 1990 各種病院機能評価マニュアル
(日本精神病院協会, 1990; 日本病院会, 1991)
- 1993 精神科病院のピアレビュー(日本精神病院協会)
- 1995 財団法人日本医療機能評価機構設立
(第三者評価事業開始, 1997; 評価基準改定, 2002)

<評価の流れ>

申請



書面審査

(病院の各部門の管理者が中心となって記入)



訪問審査

(複数の評価調査者により第三者評価を行う)



評価結果の審議

審査結果報告書、認定証の発行

<評価の実績>

(平成13年度末)

「精神科医療評価版」

審査実施数 83

認定済数 72

<評価の効果と活用>

- ・自主的な医療の質改善活動
→受審自体が組織的基盤の整備を促進する

- ・評価結果の広告
→医療機能評価結果(個別の審査項目含む)は広告可能

3. 病院の第三者評価 ②評価の基準

平成14年度改定版の新領域

- 病院組織の運営と地域における役割
- 患者の権利と安全の確保
- 療養環境と患者サービス
- 診療の質の確保・適切な診療活動の展開
- 看護の適切な提供・適切な看護過程の展開
- 病院運営管理の合理性
- **精神科固有項目** →
- (長期療養固有項目)
- (機能付加モジュール)
 - 救急医療機能、臨床研修機能

7.1 入院時の評価、説明および入院形態の適切性

例：入院時の評価と説明、入院形態ごとの処遇の適切性

7.2 入院中の処遇の適切性

例：閉鎖・開放処遇の適切性、通信・面会の自由の保証

7.3 精神科における事務管理

例：入退院手続きの適切性、作業収益の管理や預り金管理の適切性

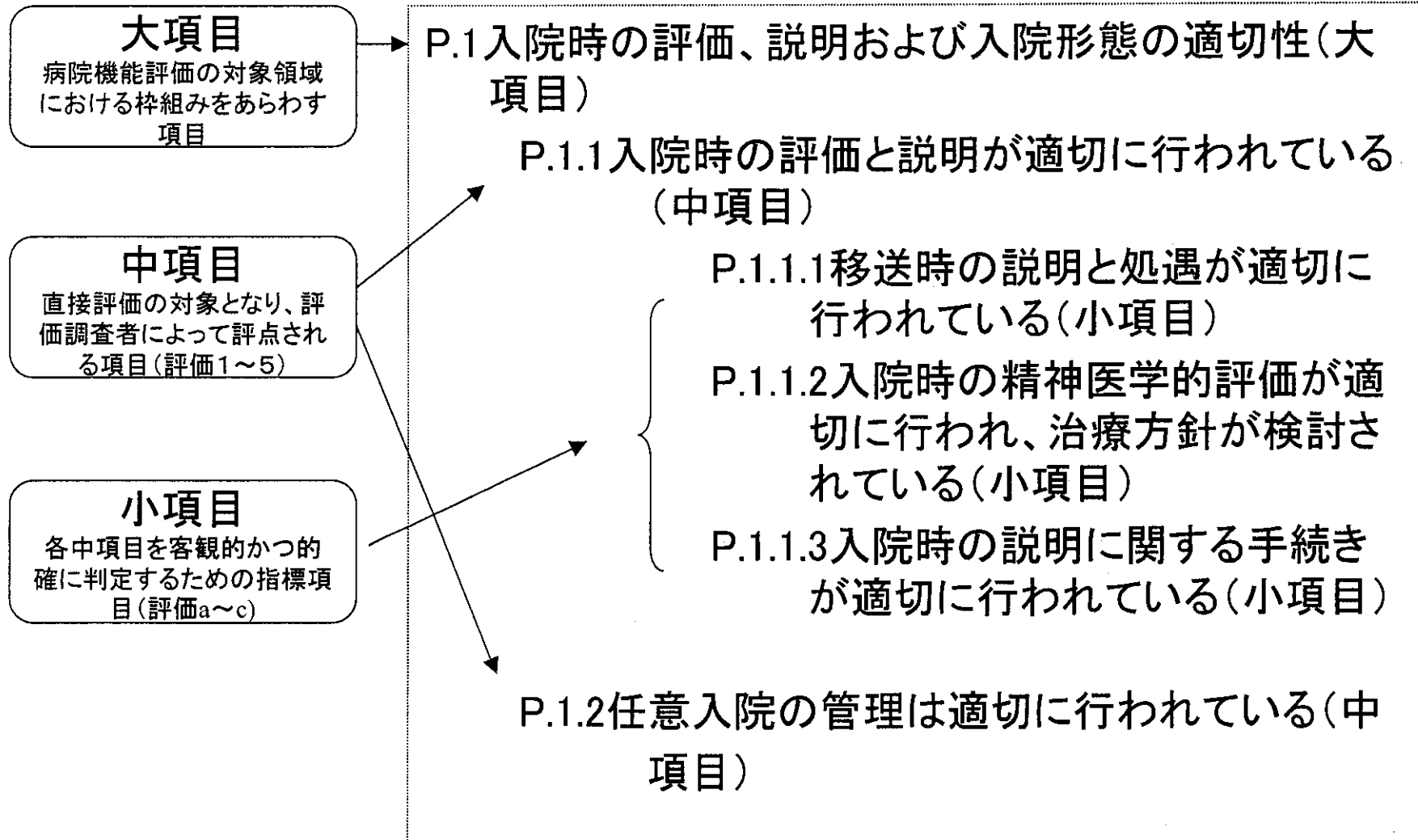
7.4 精神障害者の身体管理の適切性

例：身体合併症治療の適切性、精神科と他科との連携の適切性

7.5 公的精神科医療の機能

例：地域における明確な役割、役割に応じた機能の整備

3. 病院の第三者評価 ③評価項目の構成と例



4. 精神医療審査会の機能の確保

<現状>

○精神医療審査会の運営の一層の適正化を図るため、平成14年度から精神医療審査会の事務を、精神保健福祉センターに移管した。

○精神医療審査会の退院請求等の処理状況

・1合議体当たりの処理件数(年間) 最小89件～ 最大 3824 件

・退院等の請求から結果通知までの平均的期間が1月未満である自治体 23/59

→ 1ヶ月を超える理由としてもっとも多いものは、委員の日程調整困難。

日程調整困難の理由は、「法律家委員」、「医療委員」の順。

・退院請求等にかかる意見聴取を原則として委員1名で実施している自治体 43/59



引続き、必要な数の委員の確保、処理日数の短縮化等、精神医療審査会の適正な運営を図る。

5. 関係職種の確保 ①精神病院の常勤従事者数

	病院数	精神病床数	医師		作業療法士	PSW		臨床心理技術者	看護師	准看護師	看護補助者
				指定医(再掲)			有資格者(再掲)				
大学病院	82	4,497	1,234	619	52	40	19	59	1,707	170	126
国立	49	6,944	332	197	73	35	23	39	2,022	513	284
都道府県立	79	15,942	611	430	180	154	88	124	5,339	1,108	316
指定病院	1,007	252,213	5,698	3,730	2,298	2,873	1,363	980	34,454	38,446	24,492
非指定病院	450	69,370	1,543	935	415	641	271	200	7,727	9,825	8,178
合計	1,667	348,966	9,418	5,911	3,018	3,743	1,764	1,402	51,249	50,062	33,396

(100床当たり従事者)

	医師	指定医(再掲)	作業療法士	PSW		臨床心理技術者	看護師	准看護師	看護補助者
					有資格者(再掲)				
大学病院	27.4	13.8	1.2	0.9	0.4	1.3	38.0	3.8	2.8
国立	4.8	2.8	1.1	0.5	0.3	0.6	29.1	7.4	4.1
都道府県立	3.8	2.7	1.1	1.0	0.6	0.8	33.5	7.0	2.0
指定病院	2.3	1.5	0.9	1.1	0.5	0.4	13.7	15.2	9.7
非指定病院	2.2	1.3	0.6	0.9	0.4	0.3	11.1	14.2	11.8
合計	2.7	1.7	0.9	1.1	0.5	0.4	14.7	14.3	9.6

平成12年6月30日現在、精神保健福祉課調べ。

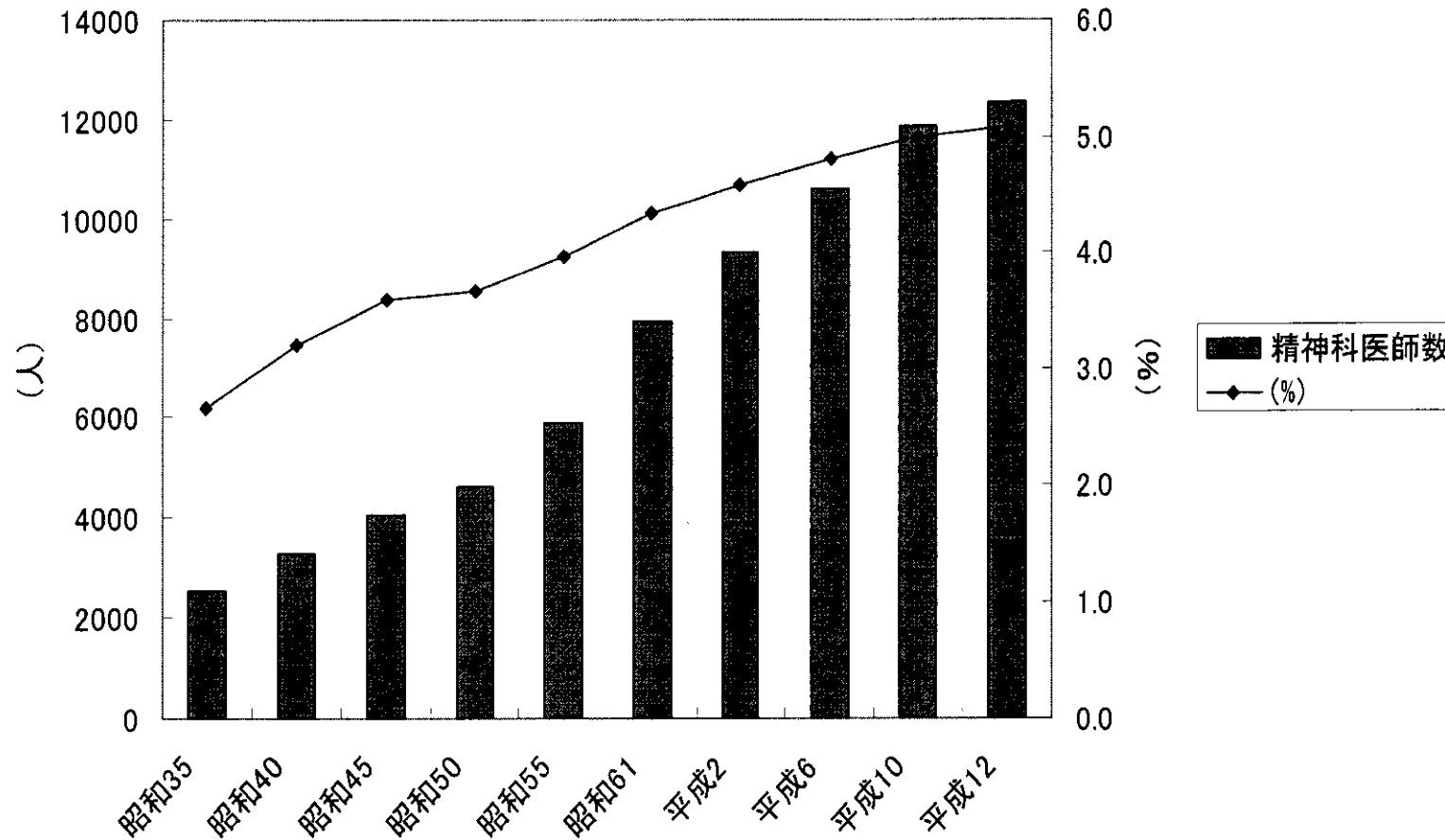
5. 関係職種の確保

②精神病院における医療従事者の標準数の遵守率(%)

		99床以下	100~199床	200~299床	300~399床	400~499床	500床以上	計
医師・看護婦の双方が100%以上		67.9	78.4	77.1	81.8	69.7	82.1	77.7
医師100%以上看護婦100%未満		3.8	1.2	0.8	0.5	0.0	0.0	0.9
医師100%未満看護婦100%以上		20.8	18.7	20.5	16.2	28.1	16.4	19.5
医師・看護婦双方100%未満		7.5	1.7	1.6	1.5	2.2	1.5	1.9
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
再	医師・看護婦双方80%以下	3.8	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0	0.4
掲	医師・看護婦双方60%以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資料:平成12年度 医療法第25条に基づく立入検査結果								

5. 関係職種の確保

③精神科医師数の年次推移



資料：厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師調査。診療科は重複計上の数値。

5. 関係職種の確保④精神保健福祉士

<現状>

- 平成9年12月精神保健福祉士法施行
- 平成10年度に第1回試験
- 登録者(H14年4月末現在) 11,825名
- 養成施設定員(H14.4.1現在) 3,128名
- 従事先は、精神病院、精神障害者社会復帰施設、自治体等



- 資格取得者は順調に増加している
- 今後とも、資質の向上に努める